第明
三治
種十
郵五
便年
物三
認月
可三
日十
一

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一

特殊法人等
東日本高速道路株式会社工事開始、税理士証票無効・登録まつ消、日本弁護士連合会公示送達・裁決取消訴訟の判決確定関係　二六

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　二六

会社その他　三一

会社決算公告　三一

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１３４３号
札幌市豊平区西岡２条５丁目３番８号
債務者　竹内　義男
1　決定年月日時　平成26年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　康之
4　破産債権の届出期間　平成26年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月８日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３４４号
札幌市豊平区西岡２条５丁目３番８号
債務者　竹内　城子
1　決定年月日時　平成26年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　康之
4　破産債権の届出期間　平成26年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月８日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０６号
群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚1962番地６
債務者　小貫のぶ子
1　決定年月日時　平成26年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂木　一博
4　破産債権の届出期間　平成26年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月２日午後４時
6　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１２１号
長崎県長崎市滑石１丁目29番32号
債務者　山口　宏起
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　広平
4　破産債権の届出期間　平成26年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月10日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０７号
愛媛県伊予市上野230番地１
債務者　本田　　守
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　直樹
4　破産債権の届出期間　平成26年９月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月27日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３５４号
札幌市南区石山東３丁目１番48号
債務者　林下　昌篤
1　決定年月日時　平成26年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　　望
4　破産債権の届出期間　平成26年９月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６５号
青森市大字大野字若宮125番地８　コーポ高橋103号
債務者　鎌田　宏樹
1　決定年月日時　平成26年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　高志
4　破産債権の届出期間　平成26年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９号
熊本県山鹿市宗方通907番地
債務者　久保　清光
1　決定年月日時　平成26年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻上　友男
4　破産債権の届出期間　平成26年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月17日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２６年（フ）第２７２号
千葉県習志野市実籾１丁目11番25―301号
債務者　飯島　伸次
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮腰　直子
4　破産債権の届出期間　平成26年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月27日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６１５号
千葉県船橋市東船橋１丁目20番１―208号
債務者　舩石　孝二
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清田　友洋
4　破産債権の届出期間　平成26年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月27日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係